

香川県立中央病院治験取扱規程を一部改正する。

改正前	改正後
<p>香川県立中央病院 治験取扱規程 2023年10月1日施行</p>	<p>香川県立中央病院 治験取扱規程 2024年12月5日施行</p>
<p>(本文略)</p> <p>(治験管理室の設置及び業務)</p> <p>第 27 条 院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を任命し、治験管理室を設けるものとする。なお、治験管理室は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。</p> <p>2 治験管理室は、次の者で構成する。</p> <p>(1) 管理室長：副院長又は主任部長</p> <p>(2) 管理室長補佐：薬剤部長</p> <p>(3) <u>管理室職員：薬剤師及び事務職員 若干人</u></p> <p>(4) 治験コーディネーター若干人</p> <p>3 <u>治験管理室</u>は、院長の指示により、次の業務を行うものとする。なお、治験コーディネーターの業務については、院長が別に定めるものとする。</p> <p>～省略～</p>	<p>(本文略)</p> <p>(治験管理室の設置及び業務)</p> <p>第 27 条 院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を任命し、治験管理室を設けるものとする。なお、治験管理室は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。</p> <p>2 治験管理室は、次の者で構成する。</p> <p>(1) 管理室長：副院長又は主任部長 <u>(兼任)</u></p> <p>(2) 管理室長補佐：薬剤部長 <u>(兼任)</u></p> <p>(3) <u>治験薬管理部門：</u></p> <p>・ <u>治験薬管理者：薬剤部長 (兼任)</u></p> <p>・ <u>治験薬管理補助者：薬剤師 1 名 (兼任)</u></p> <p>(4) <u>治験事務部門：</u></p> <p>・ <u>治験事務管理者：事務局長 (兼任)</u></p> <p>・ <u>治験事務補助者：1 名 (専任)</u></p> <p>(5) 治験コーディネーター若干人</p> <p>3 <u>治験管理室治験事務部門</u>は、院長の指示により、次の業務を行うものとする。なお、治験コーディネーターの業務については、院長が別に定めるものとする。</p> <p>～省略～</p>

附 則

- 1 この規程は、平成13年10月15日から施行する。
- 2 香川県立中央病院医薬品等受託研究取扱要綱及び同要綱施行細則は、この規程の施行日以後廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年10月15日から施行する。
- 2 香川県立中央病院医薬品等受託研究取扱要綱及び同要綱施行細則は、この規程の施行日以後廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、西暦2023年2月1日から施行する。
- 2 治験関連手続き書類への押印省略に関する手順書（第1版2019年12月4日）は、この規程の施行後廃止する。

附 則

- 1 この規程は、西暦2023年10月1日から施行する。
- 2 香川県立中央病院医療機器治験取扱規程（平成26年2月12日）は、この規程の施行後廃止する。

附 則

- 1 この規程は、西暦2023年2月1日から施行する。
- 2 治験関連手続き書類への押印省略に関する手順書（第1版2019年12月4日）は、この規程の施行後廃止する。

附 則

- 1 この規程は、西暦2023年10月1日から施行する。
- 2 香川県立中央病院医療機器治験取扱規程（平成26年2月12日）は、この規程の施行後廃止する。

附 則

この規程は、西暦2024年12月5日から施行する。